

令和 8 年度

仕 様 書

事 業 名 : 単独災害復旧事業 緊急浚渫推進事業

工 事 場 所 : 竹原市 新庄町

工 事 名 : 普通河川棕原川単独災害復旧工事他

工 事 概 要 : 延長 L=120m
C o ブロック積 A=54m²
浚渫工 V=330m³

【添付書類】
☐ 特記仕様書
☐ 工事数量総括表
☐ 図面 等

特記仕様書（個別事項）

第1章 総則

第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、普通河川棕原川単独災害復旧工事他に適用する。
 - 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・ **土木工事共通仕様書（令和8年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）**
 - ・ **特記仕様書（共通事項）（令和8年6月）広島県**
- ※ 土木工事共通仕様書、特記仕様書（共通事項）は「広島県の調達情報」に掲載している。
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
- ・ その他関連規格類

第2節 現場代理人の兼務

現場代理人の兼務については竹原市ホームページに掲載している。

<https://www.city.takehara.lg.jp/soshikikarasagasu/zaiseika/gyomuannai/3/kensetsukonsaru/2/1619.html>

第3節 概算数量発注方式による積算

- 1 本設計書は、概算数量により積算したものである。設計数量は、「工事計画図書」により確定するものとする。
- 2 本設計書は、平面図のみで発注している。そのため、当初設計内容を踏まえ、請負業者において現場を調査し、「工事計画図書」を作成するものとする。
- 3 2でいう「工事計画図書」とは、下記の図書をいう。
 - 1) 平面図、横断図、展開図の実施予定図面
 - 2) 実施予定の数量総括表及び数量計算書
- 4 請負者は速やかに、「工事計画図書」を作成し、施工条件の変更について協議しなければならない。
- 5 第4の協議により整った「工事計画図書」の内容が反映された設計変更通知書に基づき、工事を実施するものとする。
- 6 「工事計画図書」の作成に要する費用は、共通仮設費に見込まれている。
- 7 請負者は、本工事に関して、疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議すること。
- 8 本工事の工期には、工事計画図書作成に必要な日数として10日を見込んでいる。

第4節 建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。

※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

- (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項

ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。

イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

- (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項
- 6 運搬業者への通知
受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。
- 7 確認結果票の掲示及び公表
受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。
- 8 確認結果票の保管
受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。
- 9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求
受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。
- (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
- (2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
- (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
- (4) 建設発生土の搬出量
- (5) 建設発生土の搬出が完了した日
- 10 建設発生土の搬入元への受領書の交付
受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。
- 11 受領書の内容確認
受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。
- 12 受領書の保管
受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。
- 13 建設発生土の最終搬出先までの確認
受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する9(1)～(5)に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。
- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
- (2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
- (3) スtockヤード運営事業者登録規定により国に登録されたStockヤード
- (4) 9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

第5節 不可抗力による損害について

本工事は、建設工事請負契約約款第29条第4項の「災害応急対策又は災害復旧に関する工事」に該当する。

第2章 材料

第1節 大型土のう

本工事は、大型土のうを使用する工事であり、特記仕様書（共通事項）第2章 材料 第3節 大型土のう に規定する「耐候性大型土のう積層工法」設計・施工マニュアル については、「耐候性大型土のう積層工法」設計・施工マニュアル（第2回改訂版）に読み替えるものとする。

第3章 施工条件

第1節 盛土

1 流用土 （工事内流用）

本工事の施工により発生する土のうち、40m³（地山土量）については当該工事の施工に流用するものと見込んでいる。

2 流用土 （工事外流用）

本工事では一部、工事外にて残置している土砂の流用を見込んでいる。

残置場所：東野町1430-2

第1節 建設副産物

4 建設発生土（搬出） （建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地）（指定処分（A））

当該工事により発生する建設発生土は、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地に搬出するものとする。

また、積算上の搬出先として、建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地のうち、運搬費と受入費の合計が最も経済的になる次の施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。

搬出場所 株式会社友松産業リサイクルセンター（竹原市新庄町74-6）

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議の上、設計変更の対象とする。

第4章 その他

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項又は、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。

工事数量総括表

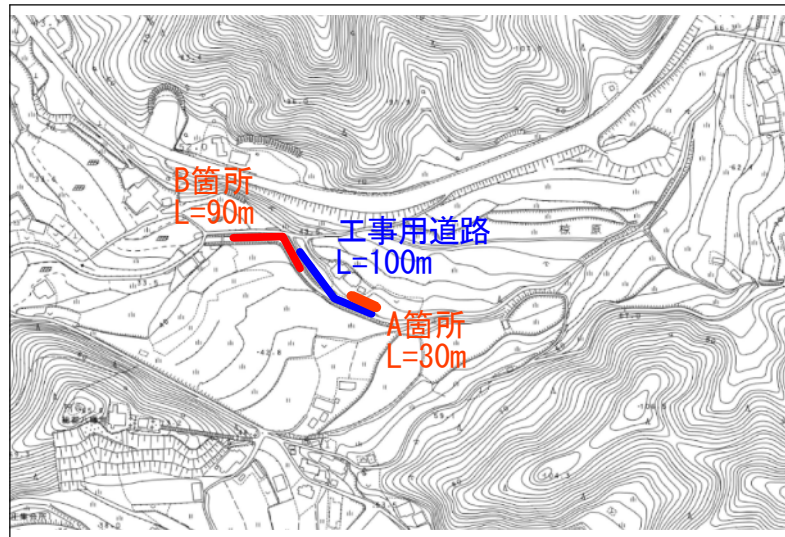
頁0 -0001

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
A箇所					
築堤・護岸		式		1	レベル1
河川土工		式		1	レベル2
掘削工		式		1	レベル3
掘削	【土砂】 【障害無】	m3		30	レベル4
法面整形工		式		1	レベル3
法面整形(切土部)	【土砂】	m2		70	レベル4
残土処理工		式		1	レベル3
法覆護岸工		式		1	レベル2
作業土工		式		1	レベル3
Coブロック工(Coブロック積)		式		1	レベル3
コンクリートブロック基礎	【18N】	m		29.4	レベル4
コンクリートブロック積	【滑面ブロック】	m2		54	レベル4
胴込・裏込材(砕石)	【RC-40】	m3		25	レベル4
天端コンクリート	【18N】	m3		2	レベル4
小口止コンクリート	【18N】	m3		1	レベル4
全工種共通仮設		式		1	レベル1
仮設工		式		1	レベル2

工事数量総括表

頁0 -0002

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
工事用道路		式		1	レベル3
工事用道路盛土	【W=2.0】	式		1	レベル4
工事用道路撤去		式		1	レベル4
残土等処分		式		1	レベル4
土留・仮締切工		式		1	レベル3
水替工		式		1	レベル3
直接工事費					
共通仮設費率分					
共通仮設費計					
純工事費					
現場管理費					
工事原価					
一般管理費率分					
契約保証費					
一般管理費計					
工事価格					
消費税相当額					
工事費					

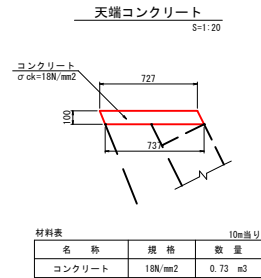
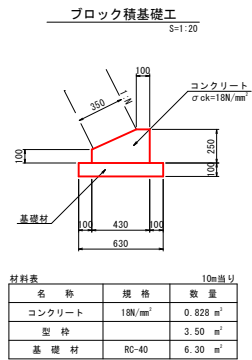
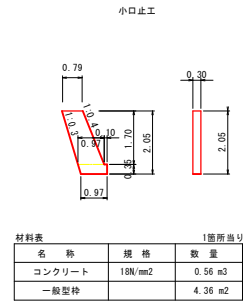
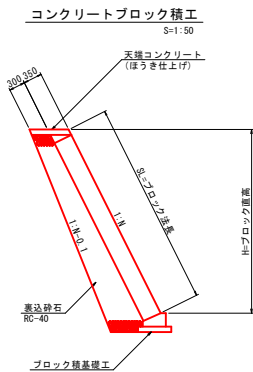


本工事は概算数量発注方式による積算とする。

1. 本工事は、標準断面図により積算を行い、発注している。
2. 受注者は、受注後、契約図面にに基づき現地を照査し、草刈りを実施した後に図面を作成し発注者に提出すること。
3. 受注者は、図面について監督職員の承認を受けた後、この図面に基づいて施工するものとする。
4. 設計図書の変更は、承認した図面を基に作成した契約図面で行うものとする。



掘削(土砂)=0.9(0.4)
床掘(土砂)=2.2(2.2)
埋戻(土砂)=1.2(1.2)
切土法面整形(土砂)=2.2(1.5)



工事名	普通河川 嵯峨川準急災害復旧工事		
図面名	計画図		
作成年月日			
縮尺	図示	図面番号	
会社名			
事業者名	竹園市		



【概算数量】 浚渫箇所延長 $L=90\text{m}$ $A=410\text{m}^2$

掘削	$410 \times 0.8 = 330\text{m}^3$
不整地運搬	330m^3
積込	330m^3
運搬	330m^3
処分	330m^3
草刈	410m^2
草処分	40m^3